【平成20年7月4日政令第219号改正後】

（風説の流布又は偽計に係る課徴金の計算に関し必要な事項）

**第三十三条の九**　法第百七十三条第二項に規定する有価証券の売付け等又は同条第三項に規定する有価証券の買付け等が次の各号に掲げる取引であるときは、当該各号に掲げる取引の価格は、当該各号に定めるものとする。

一　法第二条第二十一項第二号に掲げる取引（これに類似する外国市場デリバティブ取引を含む。）　約定数値（外国市場デリバティブ取引にあつては、これに相当するもの）

二　法第二条第二十一項第三号に掲げる取引（これに類似する外国市場デリバティブ取引を含む。）又は同条第二十二項第三号若しくは第四号に掲げる取引　オプションの対価の額

三　法第二条第二十一項第四号に掲げる取引（これに類似する外国市場デリバティブ取引を含む。）又は同条第二十二項第五号に掲げる取引　当該取引における変化率の算出に係る約定期間開始時の金融商品の利率等若しくは金融指標又はこれらに類似するもの

四　法第二条第二十一項第五号に掲げる取引（これに類似する外国市場デリバティブ取引を含む。）又は同条第二十二項第六号に掲げる取引　当事者があらかじめ定めた同条第二十一項第五号イ若しくはロ又は第二十二項第六号イ若しくはロに掲げる事由が発生した場合に金銭を受領する権利の対価の額又はこれに類似するもの

五　法第二条第二十二項第二号に掲げる取引　約定数値又はこれに類似するもの

２　前項の場合において、有価証券の売付け等又は有価証券の買付け等の数量は、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一　前項第一号に掲げる取引　同号に定める約定数値と現実数値との差を乗ずることにより授受を約する金銭の額が算出されるもの

二　前項第二号に掲げる取引　同号に定めるオプションの対価の額を乗ずることにより授受を約する金銭の額が算出されるもの

三　前項第三号に掲げる取引　同号に定める金融商品の利率等若しくは金融指標と約定期間終了時の当該金融商品の利率等若しくは金融指標との差を乗ずることにより授受を約する金銭の額が算出されるもの又はこれに類似するもの

四　前項第四号に掲げる取引　同号に定める法第二条第二十一項第五号イ若しくはロ又は第二十二項第六号イ若しくはロに掲げる事由が発生した場合に金銭を受領する権利の対価の額を乗ずることにより授受を約する金銭の額が算出されるもの又はこれに類似するもの

五　前項第五号に掲げる取引　同号に定める約定数値と現実数値との差を乗ずることにより授受を約する金銭の額が算出されるもの又はこれに類似するもの

【平成20年7月4日 政令第219号】 （改正なし）

【平成20年6月27日 政令第211号】 （改正なし）

【平成20年5月21日 政令第180号】 （改正なし）

【平成19年12月27日 政令第392号】 （改正なし）

【平成19年12月14日 政令第373号】 （改正なし）

【平成19年12月7日 政令第357号】 （改正なし）

【平成19年8月3日 政令第233号】

（改正後）

（風説の流布又は偽計に係る課徴金の計算に関し必要な事項）

**第三十三条の九**　法第百七十三条第二項に規定する有価証券の売付け等又は同条第三項に規定する有価証券の買付け等が次の各号に掲げる取引であるときは、当該各号に掲げる取引の価格は、当該各号に定めるものとする。

一　法第二条第二十一項第二号に掲げる取引（これに類似する外国市場デリバティブ取引を含む。）　　約定数値（外国市場デリバティブ取引にあつては、これに相当するもの）

二　法第二条第二十一項第三号に掲げる取引（これに類似する外国市場デリバティブ取引を含む。）又は同条第二十二項第三号若しくは第四号に掲げる取引　オプションの対価の額

三　法第二条第二十一項第四号に掲げる取引（これに類似する外国市場デリバティブ取引を含む。）又は同条第二十二項第五号に掲げる取引　当該取引における変化率の算出に係る約定期間開始時の金融商品の利率等若しくは金融指標又はこれらに類似するもの

四　法第二条第二十一項第五号に掲げる取引（これに類似する外国市場デリバティブ取引を含む。）又は同条第二十二項第六号に掲げる取引　当事者があらかじめ定めた同条第二十一項第五号イ若しくはロ又は第二十二項第六号イ若しくはロに掲げる事由が発生した場合に金銭を受領する権利の対価の額又はこれに類似するもの

五　法第二条第二十二項第二号に掲げる取引　約定数値又はこれに類似するもの

２　前項の場合において、有価証券の売付け等又は有価証券の買付け等の数量は、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一　前項第一号に掲げる取引　同号に定める　約定数値と　現実数値との差を乗ずることにより授受を約する金銭の額が算出されるもの

二　前項第二号に掲げる取引　同号に定めるオプションの対価の額を乗ずることにより授受を約する金銭の額が算出されるもの

三　前項第三号に掲げる取引　同号に定める金融商品の利率等若しくは金融指標と約定期間終了時の当該金融商品の利率等若しくは金融指標との差を乗ずることにより授受を約する金銭の額が算出されるもの又はこれに類似するもの

四　前項第四号に掲げる取引　同号に定める法第二条第二十一項第五号イ若しくはロ又は第二十二項第六号イ若しくはロに掲げる事由が発生した場合に金銭を受領する権利の対価の額を乗ずることにより授受を約する金銭の額が算出されるもの又はこれに類似するもの

五　前項第五号に掲げる取引　同号に定める約定数値と現実数値との差を乗ずることにより授受を約する金銭の額が算出されるもの又はこれに類似するもの

（改正前）

（風説の流布又は偽計に係る課徴金の計算に関し必要な事項）

**第三十三条の九**　法第百七十三条第二項に規定する有価証券の売付け等又は同条第三項に規定する有価証券の買付け等が次の各号に掲げる取引であるときは、当該各号に掲げる取引の価格は、当該各号に定めるものとする。

一　有価証券指数等先物取引（これに類似する外国市場証券先物取引を含む。）　約定指数又は約定数値（外国市場証券先物取引にあつては、これらに相当するもの）

二　有価証券オプション取引（これに類似する外国市場証券先物取引を含む。）又は有価証券店頭オプション取引　オプションの対価の額

三　有価証券店頭指数等先渡取引　店頭約定指数若しくは店頭約定数値又はこれらに類似するもの

四　有価証券店頭指数等スワップ取引　当該有価証券店頭指数等スワップ取引における変化率の算出に係る約定期間開始時の有価証券店頭指数若しくは有価証券の数値若しくは価格又はこれらに類似するもの

２　前項の場合において、有価証券の売付け等又は有価証券の買付け等の数量は、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一　前項第一号の取引　同号に定める約定指数又は約定数値と現実指数又は現実数値との差を乗ずることにより授受を約する金銭の額が算出されるもの

二　前項第二号の取引　同号に定めるオプションの対価の額を乗ずることにより授受を約する金銭の額が算出されるもの

三　前項第三号の取引　同号に定める店頭約定指数若しくは店頭約定数値と店頭現実指数若しくは店頭現実数値との差を乗ずることにより授受を約する金銭の額が算出されるもの又はこれに類似するもの

四　前項第四号の取引　同号に定める有価証券店頭指数若しくは有価証券の数値若しくは価格と約定期間終了時の当該有価証券店頭指数若しくは有価証券の数値若しくは価格との差を乗ずることにより授受を約する金銭の額が算出されるもの又はこれに類似するもの

【平成19年7月13日 政令第208号】 （改正なし）

【平成19年3月28日 政令第71号】 （改正なし）

【平成18年12月8日 政令第377号】 （改正なし）

【平成18年6月23日 政令第222号】 （改正なし）

【平成18年4月19日 政令第174号】 （改正なし）

【平成18年3月10日 政令第33号】 （改正なし）

【平成17年11月30日 政令第355号】 （改正なし）

【平成17年7月29日 政令第269号】 （改正なし）

【平成17年6月29日 政令第230号】 （改正なし）

【平成17年2月16日 政令第19号】

（改正後）

（風説の流布又は偽計に係る課徴金の計算に関し必要な事項）

**第三十三条の九**　法第百七十三条第二項に規定する有価証券の売付け等又は同条第三項に規定する有価証券の買付け等が次の各号に掲げる取引であるときは、当該各号に掲げる取引の価格は、当該各号に定めるものとする。

一　有価証券指数等先物取引（これに類似する外国市場証券先物取引を含む。）　約定指数又は約定数値（外国市場証券先物取引にあつては、これらに相当するもの）

二　有価証券オプション取引（これに類似する外国市場証券先物取引を含む。）又は有価証券店頭オプション取引　オプションの対価の額

三　有価証券店頭指数等先渡取引　店頭約定指数若しくは店頭約定数値又はこれらに類似するもの

四　有価証券店頭指数等スワップ取引　当該有価証券店頭指数等スワップ取引における変化率の算出に係る約定期間開始時の有価証券店頭指数若しくは有価証券の数値若しくは価格又はこれらに類似するもの

２　前項の場合において、有価証券の売付け等又は有価証券の買付け等の数量は、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一　前項第一号の取引　同号に定める約定指数又は約定数値と現実指数又は現実数値との差を乗ずることにより授受を約する金銭の額が算出されるもの

二　前項第二号の取引　同号に定めるオプションの対価の額を乗ずることにより授受を約する金銭の額が算出されるもの

三　前項第三号の取引　同号に定める店頭約定指数若しくは店頭約定数値と店頭現実指数若しくは店頭現実数値との差を乗ずることにより授受を約する金銭の額が算出されるもの又はこれに類似するもの

四　前項第四号の取引　同号に定める有価証券店頭指数若しくは有価証券の数値若しくは価格と約定期間終了時の当該有価証券店頭指数若しくは有価証券の数値若しくは価格との差を乗ずることにより授受を約する金銭の額が算出されるもの又はこれに類似するもの

（改正前）

（新設）